

平成 19 年 6 月 15 日

各 位

会社名	キヤノン株式会社
代表者名	代表取締役会長 御手洗 富士夫
コード番号	7751
上場取引所(所属部)	東京、大阪、名古屋(以上第一部) 福岡、札幌
問合せ先	常務取締役経理本部長 大澤 正宏 (TEL.03-3758-2111)

第 3 回 無 担 保 転 換 社 債 の 上 場 廃 止 に 関 す る お 知 ら せ

当社が平成 5 年 11 月 24 日に発行いたしました「キヤノン株式会社第 3 回無担保転換社債」が、転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第 4 条第 2 項第 1 号に定める上場廃止基準に該当いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 上場廃止の原因

「キヤノン株式会社第 3 回無担保転換社債」は、株式への転換請求が進んだことにより、平成 19 年 6 月 13 日に転換社債の発行残高である上場額面総額が 3 億円未満となり、上場廃止基準に該当するため、株式会社東京証券取引所ならびに株式会社大阪証券取引所での当該転換社債の上場は廃止されることとなります。

2. 上場廃止日

平成 19 年 7 月 16 日

(注)当社が発行いたしました「キヤノン株式会社第 3 回無担保転換社債」は、平成 19 年 6 月 16 日から平成 19 年 7 月 15 日まで整理ポストに割り当てられ、整理ポストにおいて平成 19 年 7 月 13 日まで取引され、平成 19 年 7 月 16 日に上場廃止となります。

3. 当該転換社債に関する事項

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 銘 柄 | キヤノン株式会社第 3 回無担保転換社債 |
| (2) 発行残高 | 177 百万円(平成 19 年 6 月 13 日現在) |
| (3) 転換価額 | 998 円 |
| (4) 発行株式 | 普通株式 |

(注)平成 18 年 5 月 11 日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成 18 年 7 月 1 日付で株式分割を行ったことに伴い、転換価額が 998 円に調整されております。

4. 当該転換社債の今後の取り扱い

「キヤノン株式会社第 3 回無担保転換社債」は、平成 19 年 7 月 16 日をもちまして上場廃止となりますが、本転換社債の償還期限は平成 20 年 12 月 19 日、転換請求期間満了日は平成 20 年 12 月 18 日となっております。従いまして、上場廃止後も転換請求期間満了日までは、所定の手続きにより上場普通株式への転換を引き続き行うことができます。

以上